

寝屋川市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1・目的

第三期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（令和9年3月策定予定）に定める目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、寝屋川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、第三期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（令和9年3月策定予定）に基づき策定する。（アクションプログラムは、第三期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画（令和9年3月策定予定）に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

計画

令和8年度取組内容

- 【財政的支援】
 - i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
 - ii)住宅の(補強設計費～)耐震改修費に対する一部補助を実施。
- 【普及啓発等】
 - i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 平成30年7月に全戸（約114,622戸）に対して個別訪問等（住宅所有者へ周知啓発チラシによる直接的な働きかけ）を実施済。
 - 令和8年度はDMを送付予定。加えて、耐震化啓発チラシを固定資産税納税通知に同封して送付する。
 - ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施
 - iii)改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を大阪府等と共同で年1回以上実施（府内全域で実施）
 - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
- IV)一般への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施（HP、広報誌、等）
 - 管内の住民を対象にブースの展示を年1回以上実施
 - リーフレットによる制度概要等の周知を実施

令和8年度目標

- 住宅に対する耐震診断費補助件数：40件
- 住宅に対する耐震改修工事費補助件数：10件
- 住宅に対する耐震不足除却費補助件数：20件

前年度までの補助実績

	診断 (件)	設計 (件)	改修 補助 (件)	除却 補助 (件)
R3	54	8	11	—
R4	35	7	11	10
R5	26	3	4	20
R6	38	2	6	16
R7	15	4	7	11

自己評価

前年度(令和7年度)の取組実績

- 平成30年7月に全戸（約114,622戸）に対して個別訪問等（住宅所有者へ周知啓発チラシによる直接的な働きかけ）を実施済。耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM171通送付。耐震化啓発チラシを固定資産税納税通知に同封して送付。
- 耐震改修等の実績がある耐震事業者の紹介を実施。
- 耐震相談会と展示などによる補助事業の制度周知を実施
- 広報誌、ホームページ（通年）等の広報を実施

前年度(令和7年度)の課題

今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。更に、耐震化が進んでいない物件に対して積極的に働きかけていく必要がある。

改善策

引き続きブースの展示やDM等を通して、各種補助制度を積極的にPRする。更に、耐震化啓発チラシを固定資産税納税通知に同封して送付する。

寝屋川市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域： 寝屋川市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(個別訪問等地区)
市内全域

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和8年度から令和17年度（10年間）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
AP作成	■									
戸別訪問等	普及啓発									

4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 個別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。